

令和 7 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 1 2 号	令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 1 0 回） について	別冊
議案第 1 3 号	令和 6 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 4 回）について	〃
議案第 1 4 号	令和 6 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 5 回）について	〃
議案第 1 5 号	令和 6 年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計補正予算（第 2 回）について	〃
議案第 1 6 号	令和 6 年度西条市庄内財産区特別会計補正予算 （第 1 回）について	〃
議案第 1 7 号	令和 6 年度西条市壬生川財産区特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 1 8 号	令和 7 年度西条市一般会計予算について	〃
議案第 1 9 号	令和 7 年度西条市国民健康保険特別会計予算に ついて	〃
議案第 2 0 号	令和 7 年度西条市介護保険特別会計予算につい て	〃
議案第 2 1 号	令和 7 年度西条市小松地域交流事業特別会計予 算について	〃
議案第 2 2 号	令和 7 年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に ついて	〃
議案第 2 3 号	令和 7 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算 について	〃
議案第 2 4 号	令和 7 年度西条市庄内財産区特別会計予算につ いて	〃
議案第 2 5 号	令和 7 年度西条市壬生川財産区特別会計予算に ついて	〃
議案第 2 6 号	令和 7 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 予算について	〃
議案第 2 7 号	令和 7 年度西条市水道事業会計予算について	〃
議案第 2 8 号	令和 7 年度西条市病院事業会計予算について	〃
議案第 2 9 号	令和 7 年度西条市公共下水道事業会計予算につ いて	〃
議案第 3 0 号	西条市行政手続における特定の個人を識別する	

	ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例について	1
議案第 3 1 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	7
議案第 3 2 号	西条市税条例の一部を改正する条例について	4 5
議案第 3 3 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につ いて	5 1
議案第 3 4 号	西条市立学校給食センター設置及び管理条例の 一部を改正する条例について	1 4 9
議案第 3 5 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	1 5 3
議案第 3 6 号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例について	1 6 1
議案第 3 7 号	西条市立診療所設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 6 5
議案第 3 8 号	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する条例に ついて	1 6 9
議案第 3 9 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 7 3
議案第 4 0 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 7 7
議案第 4 1 号	西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例について	1 8 1
議案第 4 2 号	西条市下水道条例の一部を改正する条例につ いて	1 8 5
議案第 4 3 号	西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水 道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道 技術管理者の資格を定める条例の一部を改正す る条例について	1 9 1

議案第 30 号

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年西条市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																				
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 3 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 5 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)、(6) (略) 別表第 1 (第 4 条関係) <table><tr><th>機関</th><th colspan="2">事務</th></tr><tr><td>1 ～ 4 (略)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>5 市長</td><td colspan="2"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの</u></td></tr></table>			機関	事務		1 ～ 4 (略)			5 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの</u>		(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)、(6) (略) 別表第 1 (第 4 条関係) <table><tr><th>機関</th><th colspan="2">事務</th></tr><tr><td>1 ～ 4 (略)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>			機関	事務		1 ～ 4 (略)					
機関	事務																						
1 ～ 4 (略)																							
5 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの</u>																						
機関	事務																						
1 ～ 4 (略)																							
別表第 2 (第 4 条関係) <table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr></table>			機関	事務	特定個人情報	別表第 2 (第 4 条関係) <table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr></table>			機関	事務	特定個人情報												
機関	事務	特定個人情報																					
機関	事務	特定個人情報																					

1 ～ 1 0 (略)				1 ～ 1 0 (略)			
<u>1 1</u> <u>市</u> <u>長</u>	<u>1 の項から前</u> <u>項までに定め</u> <u>る事務</u>	<u>住登外者宛名</u> <u>番号管理機能</u> <u>による住登外</u> <u>者の情報の管</u> <u>理に関する情</u> <u>報（以下「住</u> <u>登外者宛名情</u> <u>報」という。）</u> <u>であって規則</u> <u>で定めるもの</u>					
<u>1 2</u> <u>市</u> <u>長</u>	<u>住登外者宛名</u> <u>番号管理機能</u> <u>による住登外</u> <u>者の情報の管</u> <u>理に関する事</u> <u>務であって規</u> <u>則で定めるも</u> <u>の</u>	<u>1 の項から 1</u> <u>0 の項までに</u> <u>定める特定個</u> <u>人情報</u>					
別表第 3（第 5 条関係）				別表第 3（第 5 条関係）			
情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個 人情報	情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個 人情報
<u>1</u> 教 育 委 員 会	(略)			— 教 育 委 員 会	(略)		
<u>2</u> 教 育 委 員 会	<u>住登外者宛名</u> <u>番号管理機能</u> <u>による住登外</u> <u>者の情報の管</u> <u>理に関する事</u>	<u>市長</u>	<u>住 登 外</u> <u>者 宛 名</u> <u>情 報 で</u> <u>あ っ て</u> <u>規 則 で</u>				

	<u>務であって規則で定めるもの</u>	<u>定めるもの</u>					
--	----------------------	--------------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づき、標準準拠システムに移行すること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 1 号

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇給及び昇格等の基準) 第4条 (略) 2～6 (略) 7 前項の規定により職員（次項各号に掲げる_____職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 <u>次の各号に掲げる</u>職員の第6項の規定による昇給は、<u>当該各号に掲げる職員の区分に応じ</u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> (2) <u>給料表の適用を受ける職員でその</u>	(初任給、昇給及び昇格等の基準) 第4条 (略) 2～6 (略) 7 前項の規定により職員（<u>次項の規定の適用を受ける</u>職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給<u>（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）</u>とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 8 <u>55歳を超える</u>職員の第6項の規定による昇給は、_____同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

職務の級が8級であるもの

9～13 (略)

(扶養手当)

第7条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者
で他に生計の途がなく主としてその職
員の扶養を受けているものをいう。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該
当する扶養親族（次項において「扶養
親族たる子」という。）については1
人につき1万3,000円、同項第2
号から第5号までのいずれかに該当す
る扶養親族
については1
人につき6,500円（給料表
の適用を受ける職員でその職務の級が
8級であるものにあつては、3,50
0円）
とす
る。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達
する日後の最初の4月1日から22歳
に達する日以後の最初の3月31日ま
での間
にある子がいる場合における扶養手当

9～13 (略)

(扶養手当)

第7条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者
で他に生計の途がなく主としてその職
員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号及び
第3号から第6号まで

のいずれかに該当す
る扶養親族（以下「扶養親族たる配偶
者、父母等」という。）については1
人につき6,500円（行政職給料表
の適用を受ける職員でその職務の級が
8級であるものにあつては、3,50
0円）、前項第2号に該当する扶養親
族（以下「扶養親族たる子」という。
）については1人につき1万円とす
る。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達
する日後の最初の4月1日から22歳
に達する日以後の最初の3月31日ま
での間 （以下「特定期間」という。）
にある子がいる場合における扶養手当

の月額、前項の規定にかかわらず、
5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条 削除

の月額、前項の規定にかかわらず、
5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に

係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第8条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される

（住居手当）

第8条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 (1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

13

相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに

給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして

相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

4 前項の規定は、国家公務員、職員以外の地方公務員又は市長が規則で定める法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして

市長が規則で定める住居を含む。) からの通勤のため、特急列車等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(単身赴任手当)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員と

市長が規則で定める住居を含む。) からの通勤のため、特急列車等

でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(単身赴任手当)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 国家公務員等であった者から引き続

なったこと

____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員____

____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 第18条第1項の規定により管理職手当を支給される職員（次項において「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の____午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）____であって正規の勤務時間以外の時間

き給料表の適用を受ける職員となり、____これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）____

____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 第18条第1項の規定により管理職手当を支給される職員（次項において「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間____であって正規の勤務時間以外の時間

に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額_____ _____ _____ _____ (2) (略) 4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第19条の5 (略) 2 第7条_____及び第18条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____ _____ _____ _____とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）_____ (2) (略) 4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第19条の5 (略) 2 第7条、第8条、第8条の3及び第18条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	

39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		

	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
	86	256, 000	297, 100	346, 000					
	87	256, 300	297, 400	346, 400					
	88	256, 600	297, 700	346, 800					
	89	256, 900	298, 000	347, 000					
	90	257, 200	298, 300	347, 400					
	91	257, 500	298, 600	347, 800					
	92	257, 800	299, 000	348, 200					
	93	258, 100	299, 200	348, 400					
	94		299, 400	348, 800					
	95		299, 700	349, 200					
	96		300, 100	349, 500					
	97		300, 300	349, 800					
	98		300, 600	350, 200					
	99		301, 000	350, 600					
	100		301, 400	351, 000					
	101		301, 600	351, 500					
	102		301, 900	351, 900					
	103		302, 200	352, 300					
	104		302, 500	352, 700					
	105		302, 700	353, 200					
	106		303, 000	353, 600					
	107		303, 300	353, 900					
	108		303, 600	354, 200					
	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
	111		304, 600						
	112		304, 900						
	113		305, 100						
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

（西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年西条市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）
行政職給料表

給 号	職 務 の 級	行政職(一)	
		1 級	2 級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		183,500	230,000
2		184,600	231,500
3		185,800	233,000
4		186,900	234,500
5		188,000	236,000
6		189,700	237,500
7		191,300	239,000
8		192,900	240,500
9		194,500	242,000
10		196,200	243,400
11		197,800	244,800
12		199,400	246,200
13		201,000	247,400
14		202,700	248,600
15		204,400	249,800
16		206,100	251,000
17		207,400	252,100
18		209,000	253,200
19		210,600	254,300
20		212,100	255,400
21		213,600	256,400
22		215,200	257,400
23		216,800	258,400
24		218,400	259,400
25		220,000	260,400
26		221,700	261,300
27		223,000	262,200
28		224,300	263,100
29		225,600	263,900
30		226,700	264,700
31		227,800	265,500
32		228,900	266,300
33		230,000	267,000
34		231,100	267,800
35		232,200	268,600
36		233,300	269,300
37		234,400	270,000
38		235,400	270,800

39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000

83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600
112		304, 900
113		305, 100
114		305, 300
115		305, 600
116		306, 000
117		306, 200
118		306, 400
119		306, 700
120		307, 000
121		307, 400
122		307, 600
123		307, 900
124		308, 200
125		308, 500

(西条市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 西条市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年西条市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 特殊勤務手当表				別表（第2条関係） 特殊勤務手当表			
種類	内訳	支給する者の範囲	支給額	種類	内訳	支給する者の範囲	支給額
1～ 11 (略)				1～ 11 (略)			
12	(1) 巡回監視等	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行われる巡回監視、災害状況の調査等の業務その他これに相当すると市長が認める業務に従事した職員	1日につき710円（当該額に業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、その100分の50に相当する額を、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他				
災害応急作業等手当							

		の法令等に 基づき設定 され、立入 禁止、退去 命令等の措 置がなされ た区域(当該 区域の設定 又は拡大が 行われた場 合において、その設 定又は拡大 が行われた 時までの間 における当 該区域と同 一地域を含 む。)で行わ れた場合に あってはそ の１００分 の１００に 相当する額 を、同一の 日において いずれの加 算額の要件 にも該当し た場合にあ ってはその １００分の １００に相 当する額を 加算する。)		
--	--	---	--	--

(2) 応急作業等	異常な自然現象により	1 日につき 1, 0 8 0 円（当該額が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う応急作業、応急作業のための災害状況の調査等の業務その他これに相当すると市長が認める業務に従事した職員	1 日につき 1, 0 8 0 円（当該額が発生し、又は発生するおそれがある場合において行われた場合にあつてはその 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大が行われた場合において、その設定又は拡大が行われた時までの間における当該区域と同一地域を

			含む。)で行 われた場合 にあっては その 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する 額を、同一 の日におい ていずれの 加算額の要 件にも該当 した場合に あってはそ の 1 0 0 分 の 1 0 0 に 相当する額 を加算す る。)				
備考 災害応急作業等手当について、 同一の日において巡回監視等及び応 急作業等のいずれの業務にも従事し た場合は、いずれか高い手当の額を 支給する。							

(西条市職員退職手当条例の一部改正)

第 4 条 西条市職員退職手当条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 6 号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。

改正後	改正前
（失業者の退職手当） 第 1 0 条 （略） 2 ～ 1 0 （略） 1 1 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前 項までに定めるもののほか、第 1 項又	（失業者の退職手当） 第 1 0 条 （略） 2 ～ 1 0 （略） 1 1 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前 項までに定めるもののほか、第 1 項又

は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)、(6) (略)

12、13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)、(6) (略)

12、13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める

日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

(端数計算)

第20条 退職手当の額を計算する場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする

_____。

附 則

11 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内

15～17 (略)

(端数計算)

第20条 退職手当の額を計算する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円として計算する。

附 則

11 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内

に居住し、かつ、市長が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。	に居住し、かつ、市長が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。
--	--

(西条市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特殊旅費の種類)	(特殊旅費の種類)
第7条 特殊旅費の種類は、 <u>転居費、着 後滞在費及び家族移転費</u> とする。	第7条 特殊旅費の種類は、 <u>移転料、着 後手当及び扶養親族移転料</u> とする。
2 <u>転居費</u> は、赴任に伴う <u>転居に要する 費用</u> について、_____支給する。	2 <u>移転料</u> は、赴任に伴う <u>住所又は居所 の移転</u> について、 <u>路程等に応じ定額により</u> 支給する。
3 <u>着後滞在費</u> は、赴任に伴う <u>転居に必 要な滞在に係る費用</u> について、_____支給する。	3 <u>着後手当</u> は、赴任に伴う <u>住所又は 居所の移転</u> _____について、 <u>定額により</u> 支給する。
4 <u>家族移転費</u> _____は、赴任に伴う <u>家族 の移転に要する費用</u> について、支給す る。	4 <u>扶養親族移転料</u> は、赴任に伴う <u>扶養 親族の移転</u> _____について、支給す る。
第12条 1日の旅行において日当又は 宿泊料_____ _____について定額を 異にする事由が生じた場合には、額の 多い方の定額による日当又は宿泊料を 支給する。	第12条 1日の旅行において日当又は 宿泊料 <u>(扶養親族移転料のうちこれら の旅費に相当する部分を含む。以下こ の条において同じ。)</u> _____について定額を 異にする事由が生じた場合には、額の 多い方の定額による日当又は宿泊料を 支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（<u>家族移転費</u>のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 （特殊旅費の額） 第23条 <u>転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>の額、<u>計算方法</u>、支給方法等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定の例による。 （退職者、遺族の旅費等） 第27条 （略） 2 前項に定めるもののほか、第3条第2項各号の規定により支給する旅費については、<u>旅費法の規定の例による</u>。 （外国旅行の旅費） 第28条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費は、<u>旅費法の規定の例により</u>市長が定める。	第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（<u>扶養親族移転料</u>のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 （特殊旅費の額） 第23条 <u>移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>の額並びに<u>計算方法</u>、支給方法等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定を<u>準用する</u>。 （退職者、遺族の旅費等） 第27条 （略） 2 前項に定めるもののほか、第3条第2項各号の規定により支給する旅費については、<u>旅費法の規定を準用する</u>。 （外国旅行の旅費） 第28条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費は、<u>旅費法の規定に準じて</u>市長が定める。
--	---

（西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年西条市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の2 (略)

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項

第8条の2 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない

子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項

において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則

において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 _____
_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則

の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2、3 （略）

第19条 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等

の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2、3 （略）

第19条 （略）

に係る研修の実施	
(2) 介護両立支援制度等に関する相談 体制の整備	
(3) その他介護両立支援制度等に係る 勤務環境の整備に関する措置	

(西条市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第7条 西条市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年西条市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第14条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。	附 則 （西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第14条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(西条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 西条市職員の育児休業等に関する条例（平成16年西条市条例第32号）の

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

37

第17条 第4条、第4条の3及び第14条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員____には適用しない。 2 第4条及び第14条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u>	第17条 第4条、第4条の3及び第14条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員<u>又は定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。
---	---

(西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年西条市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第6条 (略) 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子_____ (2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (3)～(5) (略) (特定の職員についての適用除外) 第23条 第5条、第6条____、第9条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用	(扶養手当) 第6条 (略) 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> (3)～(5) (略) (特定の職員についての適用除外) 第23条 第5条、第6条、<u>第7条</u>、第9条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用

された職員又は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	された職員又は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
------------------------------	------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において西条市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」

とあるのは 「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

と、同条第 3 項中「1 万 3, 0 0 0 円」とあるのは「1 万 1, 5 0 0
を含む。）」

円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,
0 0 0 円とする」とする。

- 5 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 0 条の規定による改正後の西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の規定による扶養手当の支給については、前項の規定により読み替えて適用される第 1 条改正後給与条例第 7 条の規定の例による。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 第1条改正後給与条例第9条第4項及び第9条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(会計年度任用職員の給与に関する経過措置)
- 7 第2条の規定による改正後の西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、切替日以後の分として支給する給与から適用し、同日前の分として支給する給与については、なお従前の例による。
(退職手当に関する経過措置)
- 8 第4条の規定による改正後の西条市職員退職手当条例（以下「退職手当条例」という。）第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって切替日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって切替日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
(規則への委任)
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則別表（附則第２項関係）
号給の切替表

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	

52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

提案理由

本年度における国家公務員の給与改定等に伴い、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 2 号

西条市税条例の一部を改正する条例について

西条市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市税条例の一部を改正する条例

西条市税条例（平成１６年西条市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市民税の申告） 第３６条の２ （略） ２～８ （略） ９ 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から３０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）<u>第２条第１６項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第６３条の２ 施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	（市民税の申告） 第３６条の２ （略） ２～８ （略） ９ 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から３０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）<u>第２条第１５項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第６３条の２ 施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（種別割の減免）

第89条 （略）

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつて

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（種別割の減免）

第89条 （略）

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつて

は、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)、(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を	は、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)、(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を
--	--

申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)、(3) （略）	申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)、(3) （略）
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 33 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成１６年西条市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第１（第２条関係）				別表第１（第２条関係）			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
１～４６（略）				１～４６（略）			
４７ 建築物に関する確認の申請及び計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するかどうかの審査を受けない建築物に限る。）	１件につき		(略)	４７ 建築物に関する確認の申請に対する審査	１件につき		(略)
(１)～(３)（略）				(１)～(３)（略）			
(４) 床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの		(略)		(４) 床面積の合計が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの		(略)	
(５) 床面積の合計が３００平方メートルを超え１，００		(略)		(５) 床面積の合計が５００平方メートルを超え１，００		(略)	

0平方メートル以内のもの			0平方メートル以内のもの		
(6) (略)			(6) (略)		
(7) 床面積の合計が	2 1 1		(7) 床面積の合計が	2 0 9	
2, 0 0 0平方メ	, 0 0		2, 0 0 0平方メ	, 0 0	
ートルを超え1 0	0 円		ートルを超え1 0	0 円	
, 0 0 0平方メー			, 0 0 0平方メー		
トル以内のもの			トル以内のもの		
(8) 床面積の合計が	3 5 5		(8) 床面積の合計が	3 5 3	
1 0, 0 0 0平方	, 0 0		1 0, 0 0 0平方	, 0 0	
メートルを超え5	0 円		メートルを超え5	0 円	
0, 0 0 0平方メ			0, 0 0 0平方メ		
ートル以内のもの			ートル以内のもの		
(9) 床面積の合計が	6 8 7		(9) 床面積の合計が	6 8 3	
5 0, 0 0 0平方	, 0 0		5 0, 0 0 0平方	, 0 0	
メートルを超える	0 円		メートルを超える	0 円	
もの			もの		
4 7 の 2 建築物に1		床面積			
関する確認の申請及件		の合計			
び計画の通知に対すに		は、建			
る審査（建築物エネつ		築物を			
ルギー消費性能基準き		建築す			
に適合するかどうか		る場合			
の審査を受ける建築		（確認			
物に限る。）		を受け			
(1) 床面積の合計が	2 4,	た建築			
3 0平方メートル	0 0 0	物の計			
以内のもの	円	画の変			
(2) 床面積の合計が	3 0,	更をし			
3 0平方メートル	0 0 0	て建築			
を超え1 0 0平方	円	物を建			
メートル以内のも		築する			
の		場合及			
(3) 床面積の合計が	3 7,	び移転			
1 0 0平方メート	0 0 0	する場合			

ルを超え200平方メートル以内のもの	円	合を除く。）
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	57,000円	においては、当該建築物に係る部分の床面積について算定し、確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合を除く。）においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の
(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円	
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	117,000円	
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	281,000円	
(8) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	302,000円	
(9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	446,000円	
(10) 床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	778,000円	

<u>方メートルを超え</u> <u>るもの</u>	0円増加す			
	る部分			
	にあつ			
	ては当			
	該増加			
	する部			
	分の床			
	面積)			
	につい			
	て算定			
	し、建			
	築物を			
	移転し			
	、その			
	大規模			
	の修繕			
	若しく			
	は大規			
	模の模			
	様替を			
	し、又			
	はその			
	用途を			
	変更す			
	る場合			
	(確認			
を受け				
た建築				
物の計				
画を変				
更して				
建築物				
を移転				
し、そ				
の大規				

0円	増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模
----	--

模の修
繕若し
くは大
規模の
模様替
をし、
又はそ
の用途
を変更
する場
合を除
く。)
にあつ
ては当
該移転
、修繕
、模様
替又は
用途の
変更に
係る部
分の床
面積の
2分の
1につ
いて算
定し、
確認を
受けた
建築物
の計画
を変更
して建
築物を
移転し

			、その 大規模 の修繕 若しく は大規 模の模 様替を し、又 はその 用途を 変更す る場合 にあつ ては当 該計画 の変更 に係る 部分の 床面積 の2分 の1に ついて 算定す る。				
4 8 建築設備又は 工作物に関する確認 の申請及び計画の通 知に対する審査 (1) (略) (2) 小荷物専用昇降 機を設置する場合 (3)～(6) (略)	1 件 に つ き	7, 0 0 0 円		4 8 建築設備又は 工作物に関する確認 の申請_____ に対する審査 (1) (略) (2) 小荷物専用昇降 機を設置する場合 (3)～(6) (略)	1 件 に つ き	6, 0 0 0 円	
4 9 建築物に関す る完了検査の申請及 び完了の通知に対す	1 件 に		(略)	4 9 建築物に関す る完了検査の申請_____ に対する	1 件 に		(略)

る審査（建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受けない建築物に限る。） (1)～(3) (略) (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (7)～(9) (略)		(略) (略) 71,000円		る審査 (1)～(3) (略) (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (7)～(9) (略)	つき (略) (略) 70,000円		
49の2 建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物に限る。） (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が30平方メートル	1	床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築 20,000円 23,000					

を超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	円に係る部分の床面積			
(3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	2 9 , 0 0 0 円し、建築物を移転し	についで算定		
(4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの	4 2 , 0 0 0 円、又はその大規模の修繕若しくは	、又は		
(5) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	7 2 , 0 0 0 円替をし	大規模の模様		
(6) 床面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートルを超え 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 0 3 , 0 0 0 円、修繕又は模様替に	ては当該移転		
(7) 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	2 6 3 , 0 0 0 円面積の 2 分の 1 につ	係る部分の床面積の		
(8) 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートルを超え 1 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	3 2 0 , 0 0 0 円。	いて算定する		
(9) 床面積の合計が 1 0 , 0 0 0 平方	4 6 2 , 0 0			

メートルを超え2		0円				
5,000平方メ						
ートル以内のもの						
(10) 床面積の合計		511				
が25,000平		,00				
方メートルを超え		0円				
50,000平方						
メートル以内のも						
の						
(11) 床面積の合計		771				
が50,000平		,00				
方メートルを超え		0円				
るもの						
50 建築設備又は(略)				50 建築設備又は(略)		
工作物に関する完了				工作物に関する完了		
検査の申請及び完了				検査の申請_____		
の通知に対する審査				_____に対する審査		
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)		
51 中間検査を行1	(略)			51 中間検査を行1	(略)	
った建築物に関する件				った建築物に関する件		
完了検査の申請及びに				完了検査の申請_____に		
完了の通知に対するつ				_____に対するつ		
審査(建築物エネルギ				審査_____き		
ー消費性能基準に				_____		
適合するかどうかの				_____		
検査を受けない建築				_____		
物に限る。)				_____		
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)		
(4) 床面積の合計が	(略)			(4) 床面積の合計が	(略)	
200平方メート				200平方メート		
ルを超え300平				ルを超え500平		
方メートル以内の				方メートル以内の		
もの				もの		
(5) 床面積の合計が	(略)			(5) 床面積の合計が	(略)	
300平方メート				500平方メート		

ルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以 内のもの (6)～(8) (略) (9) 床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方 メートルを超える もの	5 2 4 , 0 0 0 円		ルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以 内のもの (6)～(8) (略) (9) 床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方 メートルを超える もの	5 2 3 , 0 0 0 円	
5 1 の 2 中間検査 1 を行った建築物に関件 する完了検査の申請に 及び完了の通知に対つ する審査（建築物エき ネルギー消費性能基 準に適合するかどう かの検査を受ける建 築物に限る。） (1) 床面積の合計が 3 0 平方メートル 以内のもの (2) 床面積の合計が 3 0 平方メートル を超え 1 0 0 平方 メートル以内のも の (3) 床面積の合計が 1 0 0 平方メート ルを超え 2 0 0 平 方メートル以内の もの (4) 床面積の合計が 2 0 0 平方メート ルを超え 3 0 0 平 方メートル以内の もの	2 0, 0 0 0 円 2 3, 0 0 0 円 2 8, 0 0 0 円 4 1, 0 0 0 円	床面積 の合計 は、建 築物を 建築し た場合 （移転 した場 合を除 く。） にあつ ては当 該建築 に係る 部分の 床面積 につい て算定 し、建 築物を 移転し 、又は その大 規模の 修繕若 しくは 大規模			

(5) 床面積の合計が	70,	の模様				
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	000	替をし				
	円	た場合				
		にあつ				
		ては当				
(6) 床面積の合計が	98,	該移転				
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	000	、修繕				
	円	又は模				
		様替に				
		係る部				
(7) 床面積の合計が	258	分の床				
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	,00	面積の				
	0円	2分の				
		1につ				
		いて算				
(8) 床面積の合計が	315	定する				
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	,00	。				
	0円					
(9) 床面積の合計が	457					
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	,00					
	0円					
(10) 床面積の合計	506					
が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	,00					
	0円					
(11) 床面積の合計	767					
が50,000平方メートルを超えるもの	,00					
	0円					

5 2 建築物に関する中間検査の申請及び中間検査の通知に対する審査 (1)～(3) (略) (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (6) (略) (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	34,000円	
5 3～5 9 (略)			
6 0 用途地域等における建築等許可の申請に対する審査	1件につき	201,000円 (建築基	

5 2 建築物に関する中間検査の申請及び中間検査の通知に対する審査 (1)～(3) (略) (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (6) (略) (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	33,000円	
5 3～5 9 (略)			
6 0 用途地域等における建築等許可の申請に対する審査	1件につき	201,000円 (建築基	

	き	準法（昭和25年法律第201号）第48条第16項第1号に該当する場合にあっては132,000円、同項第2号に該当する場合にあっては170,000円	
61～108（略）			
109 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(1)、(2)（略）(3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合	1件につき	次に掲げる額（ウに掲げる額にあ	（略）

	き	準法（昭和25年法律第201号）第48条第16項第1号に該当する場合にあっては132,000円、同項第2号に該当する場合にあっては169,000円	
61～108（略）			
109 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(1)、(2)（略）(3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合	1件につき	次に掲げる額（ウに掲げる額にあ	（略）

するかどうかの審査を申し出る者

つては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額ア(略)イ47の項又は47の2の項種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要

するかどうかの審査を申し出る者

つては、当該審査に建築基準法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。) を合算した金額ア (略) イ 47 の項 _____

 _____種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要

		欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額を同時に申請する住戸の数で除して得た額 ウ（略）				欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額を同時に申請する住戸の数で除して得た額 ウ（略）		
1 1 0（略）					1 1 0（略）			
1 1 1 長期優良住宅建築等計画の変更件認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合に係	1		（略）		1 1 1 長期優良住宅建築等計画の変更件認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合に係	1		（略）

るものを除く。) に対する審査

(1) (略)

(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に建築基準法第87条の4の升降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額ア（略）イ 47の項又は47の2の項種類欄に掲

るものを除く。) に対する審査

(1) (略)

(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者

次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額ア（略）イ 4 7 の 項 _____
_____ 種類欄に掲

		げる 区分 に応 じ、 それ ぞれ 同項 摘要 欄に 規定 する ところ により 算定 した 当該 手数料 の金 額を 同時 に申 請す る住 戸の 数で 除し て得 た額 ウ（ 略）			げる 区分 に応 じ、 それ ぞれ 同項 摘要 欄に 規定 する ところ により 算定 した 当該 手数料 の金 額を 同時 に申 請す る住 戸の 数で 除し て得 た額 ウ（ 略）		
1 1 2、1 1 3（略）					1 1 2、1 1 3（略）		
1 1 4 都市の低炭素化の促進に関する件	1				1 1 4 都市の低炭素化の促進に関する件	1	

法律（平成24年法に 律第84号）第53つ 条第1項の規定に基き づく低炭素建築物新 築等計画の認定の申 請に対する審査		法律（平成24年法に 律第84号）第53つ 条第1項の規定に基き づく低炭素建築物新 築等計画の認定の申 請に対する審査	
(1) 低炭素建築物新 築等計画が建築基 準法第6条第1項 に規定する建築基 準関係規定に適合 するかどうかの審 査を申し出ない者		(1) 低炭素建築物新 築等計画が建築基 準法第6条第1項 に規定する建築基 準関係規定に適合 するかどうかの審 査を申し出ない者	(1)
ア 都市の低炭素 化の促進に関す る法律第54条 第1項第1号に 掲げる基準に適 合することを確認 できる書面と して別に市長が 定めるものの交 付を受けている 場合	次に 掲げる 建築物 の区分 に応じ 、それ ぞれ次 に定め る金額	ア 1戸建ての住 宅（人の居住の 用以外の用途に 供する部分（以 下この項におい て「非住宅部分 」という。）を 有しないものに 限る。以下この 項において同じ 。）	に規定 する者 にあつ ては、 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第5 4条第 1項に 掲げる 基準の 適合性 に関し 、住宅
(ア) 住宅（人 の居住の用 以外の用に 供する部分 （以下この 項において 「非住宅部 分」という 。）を有しな いものに限 る。以下こ	申請 に係る 住戸の 数につ いて、 次に掲 げる戸 数の区 分に応 じ、そ れぞれ	(ア) 建築物エネ ルギー消費性 能基準等を定 める省令（平 成28年経済 産業省・国土 交通省令第1 号）第10条 第2号イ(1) 及びロ(1)に 掲げる基準に	41, 700 円 の品質 確保の 促進等 に關す る法律 第5条 第1項 に規定 する登 録住宅 性能評

の項において同じ。)	次に定める金額	による審査	価機関
a 1戸	6, 100円	(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査	21, 500円 (以下「登録住宅性能評価機関」という。) 若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー
b 2戸以上4戸以下	11, 900円	イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)	申請に係る住戸の数について、次号に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
c 5戸以上15戸以下	25, 000円	(7) 認定申請区分が住戸のみ	同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査
d 16戸以上45戸以下	55, 400円	及びロ(1)に掲げる基準による審査	a 戸数が1のもの
e 46戸以上	99, 000円		b 戸数が2以上5以下のもの
(イ) 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。)	床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
a 300平方メートル未満	11, 800円		
b 300平方メートル以上	20, 300円		

	トル以上	円		c 戸数が6	118	一消費
	1,00			以上10以	,00	性能判
	0平方メ			下のもの	0円	定機関
	ートル未			d 戸数が1	166	」とい
	満			1以上25	,00	う。)
c	1,0	32,		以下のもの	0円	の技術
	00平方	800		e 戸数が2	238	的審査
	メートル	円		6以上50	,40	を受け
	以上2,			以下のもの	0円	たもの
	000平			f 戸数が5	342	又は住
	方メート			1以上10	,10	宅の品
	ル未満			0以下のも	0円	質確保
d	2,0	97,		の		の促進
	00平方	600		g 戸数が1	464	等に関
	メートル	円		01以上2	,30	する法
	以上5,			00以下の	0円	律第6
	000平			もの		条第1
	方メート			h 戸数が2	609	項に規
	ル未満			01以上3	,80	定する
e	5,0	154		00以下の	0円	設計住
	00平方	,20		もの		宅性能
	メートル	0円		i 戸数が3	717	評価書
	以上10			01以上の	,30	(以下
	,000			もの	0円	「設計
	平方メー			(イ) 認定申請区		申請住宅性
	トル未満			分が住戸のみ		に係る能評価
f	10,	194		同号イ(2)		住戸の書」と
	000平	,70		及びロ(2)に		数について。
	方メート	0円		掲げる基準に		いて、)の交
	ル以上2			よる審査		次に掲付を受
	5,00					げる戸けたも
	0平方メ					数の区の以外
	ートル未					分に応のもの
	満					じ、そである
g	25,	243				れぞれ場合に

000平方メートル以上	, 200円		次に定める金額
(ウ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）	次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
a 住宅	申請に係る住戸の数について、(ア)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア)に定める金額	a 戸数が1のもの	21,500円
		b 戸数が2以上5以下のもの	40,200円
		c 戸数が6以上10以下のもの	58,100円
		d 戸数が11以上25以下のもの	83,400円
		e 戸数が26以上50以下のもの	125,900円
		f 戸数が51以上100以下のもの	190,700円
		g 戸数が101以上200以下のもの	272,500円
		h 戸数が201以上300以下のもの	353,300円
b 非住宅部分	床面積の合計について、(イ)に掲げる	i 戸数が301以上のもの	403,300円
		(ウ) 認定の申請区分が住棟全	イ(ア)に掲

c 住宅及び非住宅部分	面積の	体又は住戸及び当該住棟全体	げる住
	区分に応じ、		棟全体の戸数
	それぞれ(イ)に定める金額		に応じた区分と同一の額に加え、
	次に掲げる額を合算した金額		認定に係る住棟の共用部分の床面積の合計が次の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額
	(a) 申請に係る住戸の数について、(ア)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア)に定める金額と同一の		132
		a 300平方メートル以内のもの	, 30
		b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	218
		c 2,000平方メートルを超え	, 10
			0円
			339
			, 50
			0円

		額	5, 0 0 0	
		(b) 非	平方メートル以内のもの	
		住宅部分の床面積の合計について、	d 5, 0 0 0 平方メートルを超え	4 3 5, 8 0 0 円
		(イ) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ)に定める金額と同一の額	1 0, 0 0 平方メートル以内のもの	
		次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	e 1 0, 0 0 平方メートルを超え	5 2 0, 7 0 0 円
			2 5, 0 0 平方メートル以内のもの	
			f 2 5, 0 0 平方メートルを超えるもの	6 0 6, 5 0 0 円
			ウ 複合建築物（住宅と非住宅部分とを有する建築物をいう。以下この項において同じ。）	
			(ア) 認定の申請区分が住戸のみ	イ(ア)又はイ(イ)に掲げる区分と同一の額
	イ その他の場合			

(ア) 住宅 a b 又は c の基準以外の基準による審査 (a) 1戸 (床面積の合計が200平方メートル未	申請に係る住戸の数について、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 41,700円	(イ) 認定の申請 区分が複合建築物全体又は住戸及び当該複合建築物全体	イ(ア)又はイ(イ)に掲げる住棟全体の戸数に応じた区分と同一の額、イ(ウ)に掲げる共用部分の床面積の合計に応じた区分と同一の額及び非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額
--	--	---	---

a	b に掲げ	
	<u>る審査以外</u>	
	<u>の審査</u>	
(a)	3 0 0	<u>2 9 1</u>
	<u>平方メー</u>	<u>, 7 0</u>
	<u>トル以内</u>	<u>0 円</u>
	<u>のもの</u>	
(b)	3 0 0	<u>4 6 4</u>
	<u>平方メー</u>	<u>, 9 0</u>
	<u>トルを超</u>	<u>0 円</u>
	<u>え 2 , 0</u>	
	<u>0 0 平方</u>	
	<u>メートル</u>	
	<u>以内のも</u>	
	<u>の</u>	
(c)	2 , 0	<u>6 6 1</u>
	<u>0 0 平方</u>	<u>, 5 0</u>
	<u>メートル</u>	<u>0 円</u>
	<u>を超え 5</u>	
	<u>, 0 0 0</u>	
	<u>平方メー</u>	
	<u>トル以内</u>	
	<u>のもの</u>	
(d)	5 , 0	<u>8 1 1</u>
	<u>0 0 平方</u>	<u>, 2 0</u>
	<u>メートル</u>	<u>0 円</u>
	<u>を超え 1</u>	
	<u>0 , 0 0</u>	
	<u>0 平方メ</u>	
	<u>ートル以</u>	
	<u>内のもの</u>	
(e)	1 0 ,	<u>9 5 6</u>
	<u>0 0 0 平</u>	<u>, 1 0</u>
	<u>方メート</u>	<u>0 円</u>
	<u>ルを超え</u>	

省・国土	分に応	25,0	
交通省令	じ、そ	00平方	
第1号)	れぞれ	メートル	
第10条	次に定	以内のも	
第2号イ(	める金	の	
2)及びロ(	額	(f) 25,	1,0
2)に掲げ		000平	91,
る基準に		方メート	200
よる審査		ルを超え	円
(a) 1戸	21,	るもの	
(床面	500	b 建築物の	
積の合	円	エネルギー	
計が2		消費性能の	
00平		向上の一層	
方メー		の促進その	
トル未		他の建築物	
満の住		の低炭素化	
戸に限		の促進のた	
る。)		めに誘導す	
(b) 1戸	23,	べき基準(	
(床面	100	平成24年	
積の合	円	経済産業省	
計が2		・国土交通	
00平		省・環境省	
方メー		告示第11	
トル以		9号) I第	
上の住		1の1の1	
戸に限		ー2ただし	
る。)		書及び2の	
(c) 2戸	40,	2ー1ただ	
以上4	200	し書に定め	
戸以下	円	る方法によ	
(d) 5戸	69,	る審査	
以上1	500	(a) 300	105
5戸以	円	平方メー	,60

	下			トル以内	0 円	
	(e) 1 6	1 2 5		のもの		
	戸 以 上	, 8 0		(b) 3 0 0	1 7 6	
	4 5 戸	0 円		平方メー	, 8 0	
	以下			トルを超	0 円	
	(f) 4 6	1 9 0		え 2, 0		
	戸以上	, 4 0		0 0 平方		
		0 円		メートル		
c 同号イ (		申請		以内のも		
1) 及びロ (		に係る		の		
2) に掲げ		住戸の		(c) 2, 0	2 8 6	
る 基 準 又		数につ		0 0 平方	, 1 0	
は同号イ (		いて、		メートル	0 円	
2) 及びロ (		次に掲		を超え 5		
1) に掲げ		げる戸		, 0 0 0		
る 基 準 に		数の区		平方メー		
よる審査		分に応		トル以内		
		じ、そ		のもの		
		れぞれ		(d) 5, 0	3 7 3	
		次に定		0 0 平方	, 5 0	
		める金		メートル	0 円	
		額		を超え 1		
(a) 1 戸		3 1,		0, 0 0		
(床 面		2 0 0		0 平方メ		
積 の 合		円		ートル以		
計 が 2				内のもの		
0 0 平				(e) 1 0,	4 4 8	
方 メー				0 0 0 平	, 7 0	
トル 未				方メート	0 円	
満 の 住				ルを超え		
戸 に 限				2 5, 0		
る。)				0 0 平方		
(b) 1 戸		3 4,		メートル		
(床 面		5 0 0		以内のも		
積 の 合		円		の		

計が2		(f) 25,	526
00平方		000平方	, 40
メートル		メートル	0円
トル以上		ルを超える	
上の住		るもの	
戸に限		エ 非住宅建築物	
る。)		(人の居住の用	
(c) 2戸	62,	に供する部分を	
以上4	000	有しない建築物	
戸以下	円	をいう。)	
(d) 5戸	104	(イ) ウ(イ)aに掲	床面
以上1	, 30	げる審査	積の合
5戸以	0円		計につ
下			いて、
(e) 16	181		ウ(イ)a
戸以上	, 60		に掲げ
45戸	0円		る面積
以下			の区分
(f) 46	265		に応じ
戸以上	, 70		、それ
	0円		ぞれウ
(イ) 非住宅建	次に		(イ)aに
築物	掲げる		定める
	審査の		額に相
	区分に		当する
	応じ、		金額
	それぞ	(イ) ウ(イ)bに掲	床面
	れ次に	げる審査	積の合
	定める		計につ
	金額		いて、
a bの基	次に		ウ(イ)b
準以外の	掲げる		に掲げ
基準によ	主要な		る面積
る審査	用途の		の区分
	区分に		に応じ

	応じ、		、それ
	それぞれ		ぞれウ
	れ次に		(イ)ｂに
	定める		定める
	金額		額に相
(a) 工場	非住		当する
、倉庫	宅部分		金額
その他	の床面	(2) 低炭素建築物新	次に
これら	積の合	築等計画が建築基	掲げる
に類す	計につ	準法第6条第1項	額（ウ
る用途	いて、	に規定する建築基	に掲げ
(以下	次に掲	準関係規定に適合	る額に
この項	げる面	するかどうかの審	あつて
におい	積の区	査を申し出る者	は、当
て「工	分に応		該審査
場等の	じ、そ		に建築
用途」	れぞれ		基準法
という	次に定		第87
。)	める金		条の4
	額		の昇降
i 3	28,		機に係
00	000		る部分
平方	円		が含ま
メー			れる場
トル			合に限
未満			る。)
ii 3	37,		を合算
00	700		した金
平方	円		額
メー			ア (1
トル			) に
以上			掲げ
1,			る場
00			合の
0平			区分

	方	メ					に	応	
	一	ト					じ、		
	ル	未					それ		
	満						ぞれ		
iii	1		5 2 ,				当 該		
	, 0		3 0 0				手 数		
	0 0		円				料 の		
	平 方						金 額		
	メ ー						と 同		
	ト ル						一 の		
	以 上						額。		
	2 ,						た だ		
	0 0						し、		
	0 平						都 市		
	方 メ						の 低		
	一 ト						炭 素		
	ル 未						化 の		
	満						促 進		
iv	2		1 2 3				に 関		
	, 0		, 5 0				す る		
	0 0		0 円				法 律		
	平 方						第 5		
	メ ー						4 条		
	ト ル						第 1		
	以 上						項 に		
	5 ,						掲 げ		
	0 0						る 基		
	0 平						準 の		
	方 メ						適 合		
	一 ト						性 に		
	ル 未						関 し		
	満						、 登		
v	5		1 8 2				録 住		
	, 0		, 5 0				宅 性		
	0 0		0 円				能 評		

	平 方				価 機
	メ ー				関 若
	ト ル				し く
	以 上				は 登
	1 0				録 建
	, 0				築 物
	0 0				エ ネ
	平 方				ル ギ
	メ ー				ー 消
	ト ル				費 性
	未 満				能 判
vi	1	2 2 5			定 機
	0 ,	, 4 0			関 の
	0 0	0 円			技 術
	0 平				的 審
	方 メ				査 を
	ー ト				受 け
	ル 以				た も
	上 2				の 又
	5 ,				は 設
	0 0				計 住
	0 平				宅 性
	方 メ				能 評
	ー ト				価 書
	ル 未				の 交
	満				付 を
vii	2	2 7 8			受 け
	5 ,	, 8 0			た も
	0 0	0 円			の 以
	0 平				外 の
	方 メ				も の
	ー ト				で あ
	ル 以				る 場
	上				合 に
(b)	その	非 住			限 る

他 の 用 途		宅部分		。-
		の床面		イ 4
		積の合		7 の
		計につ		項 種
		いて、		類 欄
		次に掲		に掲
		げる面		げる
		積の区		区分
		分に応		に応
		じ、そ		じ、
	れぞれ		それ	
	次に定		ぞれ	
	める金		同 項	
	額		摘 要	
i 3	2 7 5		欄に	
0 0	, 6 0		規定	
平 方	0 円		する	
メー			ところ	
トル			るに	
未満			より	
ii 3	3 4 5		算定	
0 0	, 2 0		した	
平 方	0 円		当該	
メー			手数	
トル			料の	
以 上			金額	
1 ,			と同	
0 0			一の	
0 平			額	
方 メ			ウ 4	
ー ト			8 の	
ル 未			項 種	
満			類 欄	
iii 1	4 4 5		(1)	
, 0	, 5 0		から	

	0 0	0 円		(4)
	平 方			ま
	メ ー			で
	ト ル			に
	以 上			掲
	2 ,			げ
	0 0			る
	0 平			場
	方 メ			合
	ー ト			の
	ル 未			区
	満			分
iv	2	6 3 5		に
	, 0	, 7 0		応
	0 0	0 円		じ
	平 方			、
	メ ー			そ
	ト ル			れ
	以 上			ぞ
	5 ,			れ
	0 0			当
	0 平			該
	方 メ			手
	ー ト			数
	ル 未			料
	満			の
v	5	7 8 2		金
	, 0	, 9 0		額
	0 0	0 円		と
	平 方			同
	メ ー			一
	ト ル			の
	以 上			額
	1 0			
	, 0			

86

[illegible]

	ト	ル							
	以	上							
	1	0							
	,	0							
	0	0							
	平	方							
	メ	ー							
	ト	ル							
	未	満							
vi	1		2	1	5				
	0	,	,	7	0				
	0	0	0	円					
	0	平							
	方	メ							
	ー	ト							
	ル	以							
	上	2							
	5	,							
	0	0							
	0	平							
	方	メ							
	ー	ト							
	ル	未							
	満								
vii	2		2	6	7				
	5	,	,	5	0				
	0	0	0	円					
	0	平							
	方	メ							
	ー	ト							
	ル	以							
	上								
(b)	その		非	住					
	他	の	宅	部分					
	用		の	床面					
	途								

		積の合
		計につ
		いて、
		次に掲
		げる面
		積の区
		分に応
		じ、そ
		れぞれ
		次に定
		める金
		額
i	3	1 0 5
	0 0	, 7 0
	平 方	0 円
	メ ー	
	ト ル	
	未満	
ii	3	1 3 4
	0 0	, 4 0
	平 方	0 円
	メ ー	
	ト ル	
	以 上	
	1 ,	
	0 0	
	0 平	
	方 メ	
	ー ト	
	ル 未	
	満	
iii	1	1 7 6
	, 0	, 9 0
	0 0	0 円
	平 方	

	メー						
	トル						
	以上						
	2,						
	00						
	0平						
	方メ						
	ー ト						
	ル 未						
	満						
iv	2	286					
	, 0	, 10					
	00	0円					
	平方						
	メー						
	トル						
	以上						
	5,						
	00						
	0平						
	方メ						
	ー ト						
	ル 未						
	満						
v	5	373					
	, 0	, 50					
	00	0円					
	平方						
	メー						
	トル						
	以上						
	10						
	, 0						
	00						
	平方						

[illegible]

		に 応 じ					
		、 そ れ					
		ぞ れ (イ					
		) a (a)					
		若 し く					
		は (b)					
		又 は b					
		(a) 若					
		し く は					
		(b) に					
		定 め る					
		金 額					
c	住 宅 及	次 に					
	び 非 住 宅	掲 げ る					
	部 分	額 を 合					
		算 し た					
		金 額					
		(a) 申					
		請 に					
		係 る					
		住 戸					
		の 数					
		に つ					
		い て					
		、 (ア					
		) a					
		、 b					
		又 は					
		c に					
		掲 げ					
		る 戸					
		数 の					
		区 分					
		に 応					
		じ、					

		それ					
		ぞれ					
		(ア)					
		a、					
		b 又					
		は c					
		に定					
		める					
		金額					
		と同					
		一の					
		額					
		(b) 非					
		住宅					
		部分					
		の床					
		面積					
		の合					
		計に					
		つい					
		て、					
		(イ)					
		a (a					
		) 若					
		しく					
		は (b					
		) 又					
		は b					
		(a)					
		若し					
		くは					
		(b)					
		に掲					
		げる					
		面積					

		の区					
		分に					
		応じ					
		、そ					
		れぞ					
		れ(イ					
		) a (					
		a) 若					
		しく					
		は(b					
		) 又					
		は b					
		(a)					
		若し					
		くは					
		(b)					
		に定					
		める					
		金額					
		と同					
		一の					
		額					
		次に					
	(2) 低炭素建築物新	掲げる					
	築等計画が建築基	額 (ウ					
	準法第 6 条第 1 項	に掲げ					
	に規定する建築基	る額に					
	準関係規定に適合	あって					
	するかどうかの審	は、当					
	査を申し出る者	該審査					
		に建築					
		基準法					
		第 8 7					
		条の 4					
		の昇降					

機に係			
る部分			
が含ま			
れる場			
合に限			
る。)			
を合算			
した金			
額			
ア (1			
) ア			
又は			
イに			
掲げ			
る場			
合の			
区分			
に応			
じ、			
それ			
ぞれ			
当該			
手数料			
料の			
金額			
と同			
一の			
額			
イ 4			
7 の			
項又			
は 4			
7 の			
2 の			
項種			

[illegible]

		場 合 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 当 該 手 数 料 の 金 額 と 同 一 の 額				
1 1 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査 (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	1 1 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査 (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	1 1 4 の項 種類欄 (1) ア 又はイ に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1	(略)	1 1 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査 (1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者	1 1 4 の項 種類欄 (1) ア 又はイ に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1	(略)

99

区分 に応じ、 それぞれ 当該 手数料の 金額の2 分の1に 相当する 額	区分 に応じ、 それぞれ 当該 手数料の 金額の2 分の1に 相当する 額。 <u>た</u> <u>だ</u> <u>し</u> <u>、</u> <u>都</u> <u>市</u> <u>の</u> <u>低</u> <u>炭</u> <u>素</u> <u>化</u> <u>の</u> <u>促</u> <u>進</u> <u>に</u> <u>関</u> <u>する</u> <u>法</u> <u>律</u> <u>第</u> <u>5</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>項</u> <u>に</u> <u>掲</u> <u>げ</u> <u>る</u> <u>基</u> <u>準</u> <u>の</u> <u>適</u> <u>合</u> <u>性</u> <u>に</u> <u>関</u> <u>し</u>
---	---

区分 に応じ、 それぞれ 当該 手数料の 金額の2 分の1に 相当する 額	区分 に応じ、 それぞれ 当該 手数料の 金額の2 分の1に 相当する 額。 <u>た</u> <u>だ</u> <u>し</u> <u>、</u> <u>都</u> <u>市</u> <u>の</u> <u>低</u> <u>炭</u> <u>素</u> <u>化</u> <u>の</u> <u>促</u> <u>進</u> <u>に</u> <u>関</u> <u>する</u> <u>法</u> <u>律</u> <u>第</u> <u>5</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>項</u> <u>に</u> <u>掲</u> <u>げ</u> <u>る</u> <u>基</u> <u>準</u> <u>の</u> <u>適</u> <u>合</u> <u>性</u> <u>に</u> <u>関</u> <u>し</u>
---	---

、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたもの又は設計住宅性能評価書の交付を受けたものの以外のも

102

		一の 額 ウ（ 略）			一の 額 ウ（ 略）		
1 1 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	1			1 1 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	1		
(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物		次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物			
ア 住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。）		次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ア 同号イに掲げる基準による審査		次に掲げる主要な用途の部分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) (イ)又は(ウ)		申請に		(ア) 工場、倉庫		非住宅	

の基準以外の 基準による審 査 (イ) 建築物エネ ルギー消費性 能基準等を定 める省令第1 条第1項第2 号イ(2)及び ロ(2)に掲げ る基準による 審査	係る住 戸の数 につい て、1 14の 項種類 欄(1) イ(ア) aに掲 げる戸 数の区 分に応 じ、そ れぞれ 同欄(1)イ(ア) aに定 める金 額 申請に 係る住 戸の数 につい て、1 14の 項種類 欄(1) イ(ア) bに掲 げる戸 数の区 分に応 じ、そ れぞれ 同欄(	その他市長が 定める用途(以下この項に おいて「工場 等の用途」と いう。) a 300平 方メートル 以上2,0	部分(建 築物のエ ネルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律第1 1条第 1項に 規定す る非住 宅部分 をいう。 。以下 この項 におい て同じ 。) の 床面積 の合計 につい て、次 に掲げ る面積 の区分 に応じ 、それ ぞれ次 に定め る金額 52, 200 円
---	---	---	--

	1) イ(ア) b に定める金額	00平方メートル未満	
(ウ) 同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準による審査	申請に係る住戸の数について、14の項種類欄(1)イ(ア)cに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イ(ア)cに定める金額	b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	123,400円
	14の項種類欄(1)イ(ア)cに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イ(ア)cに定める金額	c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	182,500円
	14の項種類欄(1)イ(ア)cに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イ(ア)cに定める金額	d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	225,400円
イ 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。)	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	e 25,000平方メートル以上	278,800円
(ア) (イ)の基準以外の基準に	114の項種類	(イ) その他の用途	非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次

による審査	類欄(1)		に定め
	イ(イ)		る金額
	a に掲	a 3 0 0 平	4 4 5
	げる主	方メートル	, 5 0
	要な用	以上 2, 0	0 円
	途の区	0 0 平方メ	
	分に応	ートル未満	
	じ、そ	b 2, 0 0	6 3 5
	れぞれ	0 平方メー	, 6 0
	同欄(1)	トル以上 5	0 円
	イ(イ)	, 0 0 0 平	
	a に定	方メートル	
	める金	未満	
	額	c 5, 0 0	7 8 2
(イ) 同項第 1 号	1 1 4	0 平方メー	, 9 0
ロに掲げる基	の項種	トル以上 1	0 円
準による審査	類欄(1)	0, 0 0 0	
	イ(イ)	平方メート	
	b に掲	ル未満	
	げる主	d 1 0, 0	9 2 5
	要な用	0 0 平方メ	, 3 0
	途の区	ートル以上	0 円
	分に応	2 5, 0 0	
	じ、そ	0 平方メー	
	れぞれ	トル未満	
	同欄(1)	e 2 5, 0	1, 0
	イ(イ)	0 0 平方メ	5 5,
	b に定	ートル以上	6 0 0
	める金		円
	額	イ 同号ロに掲げ	次に掲
ウ 複合建築物 (	次に掲	る基準による審	げる主
住宅の部分及び	げる申	査	要な用
非住宅部分を有	請の対		途の部
する建築物をい	象とす		分に応
う。)	る範囲		じ、そ

(ア) 住宅	の区分	(ア) 工場等の用途	れぞれ
	に応じ		次に定
	、それ		める金
	ぞれ次		額
	に定め		非住宅
	る金額		部分の
	申請に		床面積
	係る住		の合計
	戸の数		につい
	につい		て、次
	て、1		に掲げ
	14の		る面積
	項種類		の区分
	欄(1)		に応じ
イ(ア)	、それ		
a、b	ぞれ次		
又はc	に定め		
に掲げ	る金額		
る戸数	a 300平	45,	
の区分	方メートル	800	
に応じ	以上2, 0	円	
、それ	00平方メ		
ぞれ同	ートル未満		
欄(1)	b 2, 00	115	
イ(ア)	0平方メー	, 30	
a、b	トル以上5	0円	
又はc	, 000平		
に定め	方メートル		
る金額	未満		
床面積	c 5, 00	173	
の合計	0平方メー	, 60	
につい	トル以上1	0円	
て、1	0, 000		
14の	平方メー		
項種類	トル未満		
(イ) 非住宅部分			

(ウ) 住宅及び非 住宅部分	欄(1)	d 10, 0	215
	イ(イ)	00平方メ	, 70
	a(a)	メートル以上	0円
	若しく	25, 00	
	は(b)	0平方メー	
	又はb	トル未満	
	(a) 若	e 25, 0	267
	しくは	00平方メ	, 50
	(b) に	メートル以上	0円
	掲げる	(イ) その他の用	非住宅
	面積の	途	部分の
	区分に		床面積
	応じ、		の合計
	それぞ		につい
	れ同欄		て、次
	(1)イ(		に掲げ
	イ) a(a		る面積
	) 若し		の区分
	くは(b		に応じ
	) 又は		、それ
	b(a)		ぞれ次
	若しく		に定め
	は(b)		る金額
	に定め	a 300平	176
	る金額	方メートル	, 80
	次に掲	以上2, 0	0円
	げる額	00平方メ	
	を合算	メートル未満	
	した金	b 2, 00	286
	額	0平方メー	, 10
	a 申	トル以上5	0円
	請に	, 000平	
	係る	方メートル	
	住戸	未満	
	の数	c 5, 00	373

		につ	0 平方メー	, 5 0	
		いて	トル以上 1	0 円	
		、 1	0, 0 0 0		
		1 4	平方メート		
		の項	ル未満		
		種類	d 1 0, 0	4 4 8	
		欄 (1	0 0 平方メ	, 7 0	
		)イ (	ートル以上	0 円	
		ア) a	2 5, 0 0		
		、 b	0 平方メー		
		又は	トル未満		
		c に	e 2 5, 0	5 2 6	
		掲げ	0 0 平方メ	, 4 0	
		る戸	ートル以上	0 円	
		数の	(2) 一次エネルギー	非住宅	
		区分	消費量の算定対象	部分の	
		に応	となる部分を有し	床面積	
		じ、	ない建築物	の合計	
		それ		につい	
		ぞれ		て、(1	
		同欄		)イ(ア)	
		(1)		に掲げ	
		イ(ア		る面積	
		) a		の区分	
		、 b		に応じ	
		又は		、それ	
		c に		ぞれ(1	
		定め		)イ(ア)	
		る金		に定め	
		額と		る金額	
		同一		と同一	
		の額		の額	
	b	非			
		住宅			
		部分			

の床
 面積
 の合
 計に
 つい
 て、
 $\frac{1}{4}$
 の
 項種
 類欄
 (1)
 イ(イ
) a (a)
 若し
 くは
 (b)
) 又
 は b
 (a)
 若し
 くは
 (b)
 に掲
 げる
 面積
 の区
 分に
 応じ
 、そ
 れぞ
 れ同
 欄(1)
)イ(イ
) a (a)
 (a)

111

		に定め る金額 と同一 の額					
1 1 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査	(略)			1 1 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定審査	(略)		
1 1 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	(略)			1 1 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	(略)		
1 1 9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計	1件につき 1			1 1 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計	1件につき 1		

画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者			画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者		
ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		
(ア) 同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認できる書面として別に市長が定めるものの交付を受けている場合	114の項種類欄(1)アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同欄(1)アに定める金額		(ア) 1戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。)	6, 100円	
(イ) その他の場合	114の項種類欄(1)イに掲げる				

		建築物の区分に応じ、それぞれ同欄(1)イに定める金額		(イ) 共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他 1 戸建ての住宅 以外の住宅を いう。以下こ の項において 同じ。)	
		当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額		a 住戸	申請に係る住戸の数について、種類欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項の他の建築物に関する事項を記載する場合					
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者		次に掲げる額(ウに掲げる額にあっては、当該審査に		(a) 1 戸	6, 1 0 0 円
				(b) 2 戸以上 4 戸以下	1 1, 9 0 0 円
				(c) 5 戸以上 1 5 戸以下	2 4, 9 0 0 円
				(d) 1 6 戸以上 4 5 戸以下	5 5, 3 0 0 円
				(e) 4 6 戸以上	9 9, 0 0 0 円

		建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額			円
		ア (1)		b 住棟全体又は住戸及び住棟全体	住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める金額
		イ ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額	(ウ) 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。)		床面積の合計について、種類欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		イ 4	a 300平方メートル未満のもの		11,800円
		7の項又	b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		32,800円

		は 4	c 2, 0 0	9 7,	
		7 の	0 平方メー	5 0 0	
		2 の	トル以上 5	円	
		項 種	, 0 0 0 平		
		類 欄	方メートル		
		に掲	未満のもの		
		げる	d 5, 0 0	1 5 4	
		区分	0 平方メー	, 2 0	
		に応	トル以上 1	0 円	
		じ、	0, 0 0 0		
		それ	平方メート		
		ぞれ	ル未満のも		
		同 項	の		
		摘 要	e 1 0, 0	1 9 4	
		欄 に	0 0 平方メ	, 6 0	
		規 定	ートル以上	0 円	
		する	2 5, 0 0		
		とこ	0 平方メー		
		ろに	トル未満の		
		より	もの		
		算 定	f 2 5, 0	2 4 3	
		した	0 0 平方メ	, 2 0	
		当 該	ートル以上	0 円	
		手 数	のもの		
		料 の	(エ) 複合建築物		
		金 額	(住宅の部分		
		と 同	及び非住宅部		
		一 の	分を有する建		
		額	築物をいう。		
	ウ 4	8 の	以下この項に		
		項 種	おいて同じ。		
		類 欄	)		
		(1)	a 住戸	申請に	
		から		係る住	
				戸の数	

		(4)			につい
		まで			て、(イ
		に掲			)aに掲
		げる			げる戸
		場合			数の区
		の区			分に応
		分に			じ、そ
		応じ			れぞれ
		、そ			(イ)aに
		れぞ			定める
		れ当			金額
		該手	b 非住宅部		床面積
		数料	分		の合計
		の金			につい
		額と			て、(ウ
		同一			)に掲
		の額			げる面
					積の区
					分に応
					じ、そ
					れぞれ
					(ウ)に
					定める
					金額
			c 住戸及び		次に掲
			非住宅部分		げる額
					を合算
					した金
					額
					(a) 申
					請に
					係る
					住戸
					の数
					につ

	いて
	、(イ)
	aに
	掲げ
	る戸
	数の
	区分
	に応
	じ、
	それ
	ぞれ
	(イ)a
	に定
	める
	金額
	と同
	一の
	額
	(b) 非
	住宅
	部分
	の床
	面積
	の合
	計に
	つい
	て、
	(ウ)
	に掲
	げる
	面積
	の区
	分に
	応じ
	、そ

(b) 非

住宅
部分
の床
面積
の合
計に
つい
て、
(ウ)
に掲
げる
面積
の区
分に
応じ
、そ

[illegible]

		(b) 非	
		住宅部分の床面積の合計について、(ウ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ)に定める金額と同一の額	
	イ その他の場合		
	(ア) １戸建ての住宅		
	a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(	床面積の合計について、種類欄に掲げる面積の	

					1)に掲げる 基準による 審査	区分に 応じ、 それぞ れ次に 定める 金額
					(a) 200 平方メー トル未満	41, 700 円
					(b) 200 平方メー トル以上	46, 600 円
				b 建築物エ	ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第10 条第2号イ	床面積 の合計 につい て、種 類欄に 掲げる 面積の 区分に 応じ、 それぞ れ次に 定める 金額
					(2)及びロ(2)に掲げる 基準による 審査	
					(a) 200 平方メー トル未満	21, 500 円
					(b) 200 平方メー トル以上	23, 100 円
				(イ) 共同住宅等		
				a 同号イ(1)		住棟の 総戸数 につい
					)及びロ(1) に掲げる基	

					準による審査	て、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
					(a) 1戸（ 床面積の 合計が2 00平方 メートル 未満の住 戸に限る 。）	41, 700 円
					(b) 1戸（ 床面積の 合計が2 00平方 メートル 以上の住 戸に限る 。）	46, 600 円
					(c) 2戸以 上4戸以 下	83, 900 円
					(d) 5戸以 上15戸 以下	139 , 80 0円
					(e) 16戸 以上45 戸以下	238 , 20 0円
					(f) 46戸	341

	以上	， 7 0
		0 円
	b 同号イ(2)	住棟の
	及びロ(2)	総戸数
	に掲げる基	につい
	準による審	て、次
	査	に掲げ
		る戸数
		の区分
		に応じ
		、それ
		ぞれ次
		に定め
		る金額
	(a) 1 戸 (	2 1 ,
	床面積の	5 0 0
	合計が 2	円
	0 0 平方	
	メートル	
	未満の住	
	戸に限る	
	。)	
	(b) 1 戸 (	2 3 ,
	床面積の	1 0 0
	合計が 2	円
	0 0 平方	
	メートル	
	以上の住	
	戸に限る	
	。)	
	(c) 2 戸以	4 0 ,
	上 4 戸以	2 0 0
	下	円
	(d) 5 戸以	6 9 ,
	上 1 5 戸	4 0 0

					以下	円
					(e) 16戸	125
					以上45	, 70
					戸以下	0円
					(f) 46戸	190
					以上	, 40
						0円
				c	住棟全体	住棟の
					又は住戸及	総戸数
					び住棟全体	につい
						て、a
						又はb
						に掲げ
						る戸数
						の区分
						に応じ
						それぞ
						れa又
						はbに
						定める
						金額
				(ウ)	非住宅建築	
					物	
				a	建築物エ	床面積
					ネルギー消	の合計
					費性能基準	につい
					等を定める	て、種
					省令第10	類欄に
					条第1号イ	掲げる
					(1)及びロ(	面積の
					1)に掲げる	区分に
					基準による	応じ、
					審査	それぞ
						れ次に
						定める

	金額
(a) 3 0 0	2 7 5
平方メー	, 6 0
トル未満	0 円
(b) 3 0 0	4 4 5
平方メー	, 5 0
トル以上	0 円
2, 0 0	
0 平方メ	
ートル未	
満	
(c) 2, 0	6 3 5
0 0 平方	, 6 0
メートル	0 円
以上 5,	
0 0 0 平	
方メート	
ル未満	
(d) 5, 0	7 8 2
0 0 平方	, 9 0
メートル	0 円
以上 1 0	
, 0 0 0	
平方メー	
トル未満	
(e) 1 0,	9 2 5
0 0 0 平	, 3 0
方メート	0 円
ル以上 2	
5, 0 0	
0 平方メ	
ートル未	
満	
(f) 2 5,	1, 0
0 0 0 平	5 5,

	方メートル以上	600円
b	同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査	床面積の合計について、種類欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(a)	300平方メートル未満	105,600円
(b)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	176,800円
(c)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	286,100円
(d)	5,000平方メートル	373,500円

127

	a又は
	bに掲
	げる面
	積の区
	分に応
	じ、そ
	れぞれ
	(ウ)a又
	は b に
	定める
	金額
c　住戸及び	次に掲
非住宅部分	げる額
	を合算
	した金
	額
	(a) 申
	請に
	係る
	住戸
	の数
	につ
	いて
	、(イ
	)aに
	掲げ
	る戸
	数の
	区分
	に応
	じ、
	それ
	ぞれ
	(イ)a
	に定

	める	
	金額	
	と同一の	
	額	
	(b) 非	
	住宅部分	
	の床面積	
	の合計に	
	ついて、	
	(ウ)a	
	又は	
	b に	
	掲げる面	
	積の区分	
	に応じ、	
	それぞれ	
	(ウ)a	
	又は	
	b に	
	定める金	
	額と同一	
	の額	
d 複合建築物全体、住	次に掲げる額	

						戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体	を合算した金額
							(a) 住戸の総戸数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額と同一の額
							(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ)a

						又は b に 掲げ る面 積の 区分 に応 じ、 それ ぞれ (ウ)a 又は b に 定め る金 額と 同一 の額
					(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合

						の金 額と 同一 の額	
1 2 0 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) (略)	(略)			1 2 0 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) (略)	(略)		
(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者		次に掲げる額 (ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。) を合算した金額 ア (		(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者		次に掲げる額 (ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。) を合算した金額 ア (	

		略)			略)		
		イ 4			イ 4		
		7 の			7 の		
		項又			項		
		は 4					
		7 の					
		2 の					
		項種			種		
		類欄			類欄		
		に掲			に掲		
		げる			げる		
		区分			区分		
		に応			に応		
		じ、			じ、		
		それ			それ		
		ぞれ			ぞれ		
		同項			同項		
		摘要			摘要		
		欄に			欄に		
		規定			規定		
		する			する		
		ところ			ところ		
		により			により		
		算定			算定		
		した			した		
		当該			当該		
		手数料			手数料		
		の金額			の金額		
		と同一			と同一		
		の額			の額		
		ウ (			ウ (		
		略)			略)		

				1 2 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の	1		
--	--	--	--	---	---	--	--

					促進に関する法律 第54条第1項の 規定に基づく低炭 素建築物新築等計 画の認定を受けて いる場合（これら の建築物エネルギー 消費性能適合性 判定又は認定に係 る建築物について 建築基準法第7条 第5項、第7条の 2第5項又は第1 8条第18項の規 定により検査済証 の交付を受けてい る場合に限る。） 又は住宅の品質確 保の促進等に関す る法律第6条第3 項に規定する建設 住宅性能評価書の 交付を受けている 場合 ア 1戸建ての住 宅（人の居住の 用以外の用途に 供する部分（以 下この項におい て「非住宅部分 」という。）を 有しないものに 限る。以下この 項において同じ 。）	6, 1 00円		
--	--	--	--	--	---	---------------------	--	--

						イ	共同住宅等（ 共同住宅、長屋 その他１戸建て の住宅以外の住 宅をいう。以下 この項において 同じ。）	
				(ア)	２戸以上４ 戸以下	11,	900	円
				(イ)	５戸以上１ ５戸以下	24,	900	円
				(ウ)	１６戸以上 ４５戸以下	55,	300	円
				(エ)	４６戸以上	99,	000	円
				ウ	非住宅建築物 （人の居住の用 に供する部分を 有しない建築物 をいう。以下こ の項において同 じ。）			
				(ア)	３００平方 メートル未満	11,	800	円
				(イ)	３００平方 メートル以上 ２，０００平 方メートル未 満	32,	800	円
				(ウ)	２，０００	97,		

					平方メートル	5 0 0
					以上 5, 0 0	円
					0 平方メートル未満	
				(エ) 5, 0 0 0		1 5 4
				平方メートル		, 2 0
				以上 1 0, 0		0 円
				0 0 平方メートル未満		
				(オ) 1 0, 0 0		1 9 4
				0 平方メートル以上 2 5,		, 6 0
				0 0 0 平方メートル未満		0 円
				(カ) 2 5, 0 0		2 4 3
				0 平方メートル以上		, 2 0
						0 円
				エ 複合建築物（	次に掲	
				住宅の部分及び	げる額	
				非住宅部分を有	を合算	
				する建築物をい	した金	
				う。以下この項	額	
				において同じ。	(ア) 住	
				）	戸の	
					総戸	
					数に	
					ついて、	
					イに	
					掲げる戸	
					数の	
					区分	
					に応じ、	

						それぞれに定める金額と同一の額 (イ) 非住宅部分の床面積の合計について、ウに掲げる面積の区分に応じ、それぞれウに定める金額と同一の額
					(2) その他の場合 ア 1戸建ての住	

					宅				
					(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査				
					a 200平方メートル未満	41,700	円		
					b 200平方メートル以上	46,600	円		
					(イ) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査				
					a 200平方メートル未満	21,500	円		
					b 200平方メートル以上	23,100	円		
					(ウ) 同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準(以下「仕様基準」という。)による審査				
					a 200平方メートル未満	21,500	円		

<u>b</u>	<u>2 0 0 平</u>	<u>2 3 ,</u>
	<u>方メートル</u>	<u>1 0 0</u>
	<u>以上</u>	<u>円</u>
<u>イ 共同住宅等</u>		
<u>(7) 同号イ(1)</u>		
<u>及びロ(1)に</u>		
<u>よる審査</u>		
<u>a</u>	<u>2 戸以上</u>	<u>8 3 ,</u>
	<u>4 戸以下</u>	<u>9 0 0</u>
		<u>円</u>
<u>b</u>	<u>5 戸以上</u>	<u>1 3 9</u>
	<u>1 5 戸以下</u>	<u>, 8 0</u>
		<u>0 円</u>
<u>c</u>	<u>1 6 戸以</u>	<u>2 3 8</u>
	<u>上 4 5 戸以</u>	<u>, 2 0</u>
	<u>下</u>	<u>0 円</u>
<u>d</u>	<u>4 6 戸以</u>	<u>3 4 1</u>
	<u>上</u>	<u>, 7 0</u>
		<u>0 円</u>
<u>(イ) 同号イ(2)</u>		
<u>及びロ(2)に</u>		
<u>掲げる基準に</u>		
<u>よる審査</u>		
<u>a</u>	<u>2 戸以上</u>	<u>4 0 ,</u>
	<u>4 戸以下</u>	<u>2 0 0</u>
		<u>円</u>
<u>b</u>	<u>5 戸以上</u>	<u>6 9 ,</u>
	<u>1 5 戸以下</u>	<u>4 0 0</u>
		<u>円</u>
<u>c</u>	<u>1 6 戸以</u>	<u>1 2 5</u>
	<u>上 4 5 戸以</u>	<u>, 7 0</u>
	<u>下</u>	<u>0 円</u>
<u>d</u>	<u>4 6 戸以</u>	<u>1 9 0</u>
	<u>上</u>	<u>, 4 0</u>
		<u>0 円</u>

					0, 0 0 0				
					平方メートル未満				
				e	1 0, 0	9 2 5			
					0 0 平方メートル以上	, 3 0			
					2 5, 0 0	0 円			
					0 平方メートル未満				
				f	2 5, 0	1, 0			
					0 0 平方メートル以上	5 5,			
						6 0 0			
						円			
					(イ) 同号口に掲げる基準による審査				
				a	3 0 0 平方メートル未満	1 0 5			
						, 6 0			
						0 円			
				b	3 0 0 平方メートル以上 2, 0	1 7 6			
					0 0 平方メートル未満	, 8 0			
						0 円			
				c	2, 0 0	2 8 6			
					0 平方メートル以上 5	, 1 0			
					, 0 0 0 平方メートル未満	0 円			
				d	5, 0 0	3 7 3			
					0 平方メートル以上 1	, 5 0			
						0 円			
					0, 0 0 0				
					平方メートル				

145

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

							る金 額と 同一 の額	
--	--	--	--	--	--	--	----------------------	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 4 号

西条市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市立学校給食センター設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第８６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（設置） 第１条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３０条の規定に基づき、次のとおり西条市立学校給食センターを設置する。		（設置） 第１条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３０条の規定に基づき、次のとおり西条市立学校給食センターを設置する。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
西条市立小松学校給食センター	（略）	西条市立小松学校給食センター	（略）
西条市立東部学校給食センター	西条市ひうち９番地		

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

新たに西条市立東部学校給食センターを設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 5 号

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) （略）

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれ

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う
こと。

(2) （略）

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進の

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないように

<u>ために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>	<u>するための措置が講じられていること。</u>
<u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等</u> が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> _____ _____ _____ (2) (略)	<u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略)
<u>6 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>7 (略)</u> (自動車を運行する場合の所在の確認)	<u>5 (略)</u> (自動車を運行する場合の所在の確認)
第7条の3 (略)	第7条の3 (略)
2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）</u>は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーそ	2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）</u>は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーそ

の他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型

の他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件をいずれも満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型

事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 1 0 9 号）等が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 36 号

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年西条市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第１５１条 （略） ２～１２ （略） １３ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第９３条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 １４～１７ （略）	（従業者の員数） 第１５１条 （略） ２～１２ （略） １３ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第９３条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 １４～１７ （略）

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 37 号

西条市立診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市立診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市立診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市立診療所設置及び管理条例(平成16年西条市条例第139号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置)		(設置)	
第1条 住民の健康管理の充実に資するため、診療所を設置する。		第1条 住民の健康管理の充実に資するため、診療所を設置する。	
名称	位置	名称	位置
		西条市立大保木	西条市中奥2号20番
		診療所	地7
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和6年度末をもって、西条市立大保木診療所の運営を終了することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 38 号

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例について

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例（令和４年西条市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 ３ 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）は、令和５年４月１日から<u>令和８年３月３１日</u>までの間、新条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋とみなして排出に用いることができる。	附 則 ３ 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）は、令和５年４月１日から<u>令和７年３月３１日</u>までの間、新条例別表に規定する家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋とみなして排出に用いることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭系廃棄物の排出の有料化によるごみの減量を維持しつつ、新制度移行への混乱防止を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 39 号

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市水道事業の設置等に関する条例（平成16年西条市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）が公布されたことに
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 4 0 号

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市病院事業の設置等に関する条例（平成１６年西条市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第１１条 法第３４条において準用する <u>地方自治法第２４３条の２の９第８項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第１１条 法第３４条において準用する <u>地方自治法第２４３条の２の８第８項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）が公布されたことに
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 4 1 号

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西条市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年西条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）が公布されたことに
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 4 2 号

西条市下水道条例の一部を改正する条例について

西条市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市下水道条例の一部を改正する条例

西条市下水道条例（平成１６年西条市条例第１８４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第１（第１６条関係）					別表第１（第１６条関係）				
(１) 西条地区及び東予・丹原地区					(１) 西条地区				
種別	基本 水量	基本使 用料	超過水量	超過使用 料（１ｍ ^３ につき）	種別	基本 水量	基本使 用料	超過水量	超過使用 料（１ｍ ^３ につき）
一般 汚水	１０ 立方 メー トル まで	<u>９３２</u> 円	１０立方メー トルを超え２ ０立方メー トルまで	<u>１００</u> 円	一般 汚水	１０ 立方 メー トル まで	<u>７０７</u> 円	１０立方メー トルを超え２ ０立方メー トルまで	<u>７６</u> 円
			２０立方メー トルを超え３ ０立方メー トルまで	<u>１０９</u> 円				２０立方メー トルを超え３ ０立方メー トルまで	<u>８３</u> 円
			３０立方メー トルを超え５ ０立方メー トルまで	<u>１２０</u> 円				３０立方メー トルを超え５ ０立方メー トルまで	<u>９１</u> 円
			５０立方メー トルを超え１ ００立方メー トルまで	<u>１３３</u> 円				５０立方メー トルを超え１ ００立方メー トルまで	<u>１０１</u> 円
			１００立方メ ートルを超え るもの	<u>１４６</u> 円				１００立方メ ートルを超え るもの	<u>１１１</u> 円
湯屋 汚水	１０ 立方 メー トル	<u>９３２</u> 円	１０立方メー トルを超え２ ０立方メー トルまで	<u>１００</u> 円	湯屋 汚水	１０ 立方 メー トル	<u>７０７</u> 円	１０立方メー トルを超え２ ０立方メー トルまで	<u>７６</u> 円

まで	20立方メートルを超え30立方メートルまで	109円
	30立方メートルを超えるもの	37円

まで	20立方メートルを超え30立方メートルまで	83円
	30立方メートルを超えるもの	28円

(2) 東予・丹原地区

種別	基本 水量	基本使 用料	超過水量	超過使用 料(1m ³ につき)
一般	10	800	10立方メートルを超え20立方メートルまで	90円
汚水	立方 メー トル	円	20立方メートルを超え30立方メートルまで	100円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	115円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	135円
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	155円
湯屋	立方	800	10立方メートルを超え20立方メートルまで	90円
汚水	メー トル	円	20立方メートル	100円

			トルを超え 3	3 0 円
			0 立方メート	
			ルまで	
			3 0 立方メー	
			トルを超える	
			もの	

(2) (略)

備考 (略)

別表第 2 (第 1 9 条関係)

西条地区及び東予・丹原地区

口径	1 箇月使用料
(略)	
5 0 ミリメートル	(略)
<u>6 5 ミリメートル</u>	<u>1, 2 0 0 円</u>
(略)	
<u>1 0 0 ミリメートル以上</u>	(略)

			トルを超え 3	3 0 円
			0 立方メート	
			ルまで	
			3 0 立方メー	
			トルを超える	
			もの	

(3) (略)

備考 (略)

別表第 2 (第 1 9 条関係)

(1) 東予・丹原地区 (旧東予市及び旧丹原町)

口径	1 箇月使用料
(略)	
5 0 ミリメートル	(略)
(略)	
<u>1 0 0 ミリメートル</u>	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市下水道条例の規定は、令和 7 年 6 月及び 7 月分として徴収する下水道使用料の算定から適用し、同年 5 月分以前のものとして徴収する下水道使用料の算定については、なお従前の例による。

提案理由

下水道使用料を統一するとともに、西条市公共下水道事業の健全な運営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 4 3 号

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成２５年西条市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格)	(布設工事監督者の資格)
第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。） _____ _____ _____又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又は _____これに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（ <u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u> ）	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。） <u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道</u> _____ _____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____ _____ _____
(2) 学校教育法による大学 _____ _____又は旧大学令による大学において <u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u> _____ _____ _____を修めて卒業した後、 <u>4</u>	(2) 学校教育法による大学 <u>の土木工学科又はこれ</u> _____ _____ _____に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、 <u>3</u>

年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に

年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

- (3) 学校教育法による短期大学_____
- _____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____
- _____, 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校_____
- _____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号に規定する卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業者にあっては2年以上、第2号に規定する卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する卒業者にあっては1年以上、第2号に規定する卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで
に規定する課程に相当する課程
を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業者にあっては1年以上、第2号に規定する卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上

に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

）

- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学

に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____ 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程 _____ 又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程 _____ 並びにこれらに相当する課程 _____ 以外の課程 _____ を修めて卒業し

- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目 _____ 又はこれらに相当する学科目 _____

_____ を修めて卒業した後 _____

_____, 同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者 _____

_____ については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目 _____ 並びにこれらに相当する学科目 _____ 以外の学科目 _____ を修めて卒業し

た（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者

た

後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者

については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

<u>であって、3年以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する もの</u>	
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）等の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。